

# 宇部市個人情報保護対策審議会 会議録

日 時：令和2年2月20日(木) 18時00分～20時00分

場 所：宇部市役所本庁舎 2階 第3会議室

## 1 議 題

- (1) さんさんネット（地域医療連携ネットワーク）を活用した個人情報の収集及び提供について
- (2) 被保護者健康管理支援業務委託について

## 2 出席者

- (1) 委 員 佐藤会長、松藤副会長、寺地委員、熊谷委員、伊藤委員
- (2) 提案部の職員  
（健康福祉部）  
坂本健康福祉部参事  
西村高齢者総合支援課長、佐藤高齢者総合支援課副課長、井町高齢者総合支援課介護保険係係員  
本多生活支援課長、三好生活支援課副課長、河野生活支援課給付係長、住田生活支援課保護係主任  
（総合戦略局）  
西村 ICT・地域イノベーション推進グループサブリーダー  
（事務局）  
正木総務財務部長、穂積総務財務部参事、原田総務管理課長、松尾総務管理課副課長、高橋総務管理課総務統計係主査、河野総務管理課総務統計係主任

---

### 議題1 さんさんネット（地域医療連携ネットワーク）を活用した個人情報の収集及び提供について

（委員）

地域医療連携ネットワークについて、他の自治体でも取り組んでいると思うが、今回宇部市が取り組む内容は、他の自治体とどう違うのか。

（高齢者総合支援課）

全国的に活用されているシステムではあるが、ほとんどが病病連携であり、行政が絡む事例はあまりない。山陽小野田市では、意見書の提供を医師から一方的に受ける手法の運用を先行して行っているが、宇部市では、今回初めて双方向の運用を実施したい。

（委員）

今回のネットワークを活用するにあたり、他の自治体を参考にしたのか。

（高齢者総合支援課）

北海道砂川市が行政を含んだ手法で運用をしているが、中核となる市立病院と市が中心となってネットワークを築いている。運用の内容は宇部市が目指すところと同じと思うが、砂川市は個人情報保護対策審議会に諮らず運用をしている。

(委員)

VPN を利用して情報のやり取りをする等、セキュリティ対策は十分にされていると思うが、今回一番気をつけなければならないと思う点は何か。

(高齢者総合支援課)

今回、宇部市ではなく宇部市医師会のシステムを利用するもので、医師会側のエンドユーザーの管理体制の精度が問われると思うが、研修の義務付けや、これまでの実績等を踏まえれば問題はないと考える。

(委員)

さんさんネットはどこが運営しているのか。

(高齢者総合支援課)

システム及び回線は富士通となり、宇部市医師会が富士通と契約し運営している。

(委員)

個人情報取扱特記事項第 4 条の適正管理において、「乙は、業務に関して知り得た個人情報について、適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。」とあるが、必要な措置とは具体的に何か。

(高齢者総合支援課)

職員研修や講習、システム管理者の設定、また、ログも残るため、不正な動きがあれば対象を特定し対応することが可能である。

(委員)

個人情報取扱特記事項第 9 条で、取り扱っている個人情報の状況について随時調査することができる」とあるが、実際に調査はあるのか。

(高齢者総合支援課)

現状、トラブルは発生していないため、調査はされていない。しかしながら、今後、万が一トラブルが発生した場合は、調査が実施されると認識している。

(委員)

個人情報取扱の管理が適正にできているかを業務委託等で確認を行う企業がある。随時調査とは定期的な調査、いわゆる監査のようなものではないのか。

(高齢者総合支援課)

定期的な調査は無いが、研修やログ管理で問題を捉える状況であると認識している。求められ調査が必要であれば、今後、医師会と協議し進めていきたい。

(会長)

さんさんネットを通じて、一方通行ではあるが、既にも実施している事業があると説明があったが、具体的な内容は。

(高齢者総合支援課)

退院情報連絡システムというものがあり、医療機関に入院している患者が退院する際、生活環境が病院から自宅に変化するため、介護保険サービス等の支援が必要となるケースがある。そのような患者の退院情報が市に提供される。市はその情報を受けて、関係部署

から病院へ出向き、情報収集をし在宅支援に向けて事前にサービス等調整を行う。

(会長)

介護保険主治医意見書は、さんさんネットの加入者であれば、自分以外の意見書も見ることが可能なのか。

(高齢者総合支援課)

見れない。主治医意見書は介護認定の結果を出すために市が受け取る資料となるため、他の医師に開示することはない。審査会では、個人情報の部分を消した状態で資料配布する。

(委員)

VPN回線については、インターネットVPNを利用することもあるのか。

(高齢者総合支援課)

ない。利用は、IPsec-VPNを利用する。

(会長)

さんさんネットの運用主体である「宇部・山陽小野田・美祢圏域地域医療連携情報ネットワーク運用会議」は、法人なのか、任意団体か。

(高齢者総合支援課)

任意団体となる。

(会長)

運営者側の個人情報取扱やシステム保守に関するするポリシーの資料がないように思うが。

(高齢者総合支援課)

利用者規定第2条に「宇部市医師会は、宇部・山陽小野田・美祢圏域地域医療連携情報ネットワーク運用会議を主催し」とあり、医師会に確認をしたところ、運用会議の主体は一般社団法人宇部市医師会であると説明を受けている。

(会長)

宇部市医師会がどのように気をつけて、どのような規定のもと運用するのかを明示した資料がないように思うが。

(高齢者総合支援課)

システムの管理について、宇部市医師会が定めた規定の資料等は提供を受けていない。

(会長)

宇部市医師会へ、これまでの運用で特に大きな問題がなかったことの確認はできているのか。

(高齢者総合支援課)

できている。

(会長)

利用者の責務は沢山あるが、運用する側のポリシーが見えてこない。当然気を付けて運用はされると思うが、その点が少し気になった。

(会長)

従来の紙媒体による運用から、さんさんネットの機能を活用した電子媒体による運用に切り替えることにより、メリットとして、認定所要時間の圧縮やペーパーレス化が図れるとあるが、具体的な数値はあるか。

(高齢者総合支援課)

具体的な数値は換算できないが、これまで紙で行っていた作業を電子に変えることにより、作業時間が月間5時間程度短縮できる。

(会長)

郵送費用等はどれくらい削減できるか。

(高齢者総合支援課)

年間50万程度削減を見込んでいる。

(委員)

さんさんネットは介護認定に特化したシステムなのか。

(高齢者総合支援課)

目標とするゴールは、利用者の情報を病院や介護施設、行政が共有することで、利用者の利便性の向上を目指すことである。今回、宇部市が取り組む内容は、さんさんネットを使用し、双方向でのデータのやり取りを行う。

(委員)

行政が欲しい情報は、介護保険主治医意見書以外に何かあるか。

(高齢者総合支援課)

今後、さんさんネットの運用の幅が広がる可能性はあるが、今は介護保険主治医意見書のみとなる。

(会長)

それでは採決したい。この議題に賛成される方の挙手を求める。

〈全委員挙手〉

(会長)

それでは全会一致で賛成することとしたい。

しかしながら、意見がいくつかあったため、条件を付すまでではないが、必要に応じて今後の事務に活かしていただきたい。

---

## 議題 2 被保護者健康管理支援業務委託について

(委員)

医療に関する知識等高度な専門技術と十分な経験を有し蓄積された事業ノウハウを持つ民間に委託とあるが、例えばどのような民間が想定されるのか。

(生活支援課)

イメージとしては、医者や医師資格を持つ方、看護師等が作る法人となる。

(委員)

データ分析をするレセプトデータは生活保護者のみとなるのか。

(生活支援課)

はい。

(委員)

訪問支援アプリとあるが、これはタブレットでしか使用できないのか。それともスマートフォン等でも共通の ID、パスワードを入力すれば使用できるのか。

(生活支援課)

タブレットでしか使用できない。

(会長)

生活保護者の様々なデータは、市役所にあるシステムで管理をしているのか。

(生活支援課)

生活保護システムで管理をしている。

(会長)

生活保護者に訪問する際は、生活保護システムから必要な項目データをタブレットへ移すのか。

(生活支援課)

はい。

(会長)

データを移す方法は無線なのか、それとも USB 等なのか。

(生活支援課)

生活保護システムとタブレットを有線で接続し、必要な項目データをタブレットへ移し訪問している。

(会長)

生活保護システムとタブレットを接続し、データを移した記録は残るのか。

(生活支援課)

残る。

(委員)

データ分析は生活保護者が対象とのことだが、その情報は生活支援課のみが使用するデータなのか。それとも、生活支援課以外でも使用するのか。

(生活支援課)

生活支援課のみで使用し管理する。

(会長)

委託契約の期間はどれくらいになるのか。

(生活支援課)

1年間となる。

(会長)

自動更新ではないのか。

(生活支援課)

状況を見ながらになるが、自動更新の可能性はある。

(会長)

1年後に仕様書を見直したり、再募集をかけたりの可能性はあるのか。

(生活支援課)

初めて実施する事業になるため、1年実施してみて委託を継続するのかどうかは検討する必要がある。

(会長)

それでは採決したい。この議題に賛成される方の挙手を求める。

〈全委員挙手〉

(会長)

それでは全会一致で賛成することとしたい。

以 上